

市幹部職員と民間の方との飲食について

平成 27 年 11 月 18 日における市幹部職員と建設会社社長等との飲食についての経緯等は次のとおりです。

1 経緯

(1) 民間の方が参加した経緯

- ・ 11 月 10 日に、市長と副市長とが以前に三木市区長協議会連合会会長も務められていた自治会長と一緒にになった機会に、副市長が自治会長を勧誘。
- ・ その際、自治会長は知り合いである建設会社の社長に声をかけられた。
- ・ なお、民間の方 2 人と同席することに何ら違和感がなかったため、副市長から教育長はもとより参加した各部長に対して、その旨、連絡はしていなかった。

(2) 民間の方との飲食

- ・ 午後 8 時 5 分ごろ 市の関係者 7 人のうち 4 人が会場に到着
- ・ 午後 8 時 15 分ごろ 民間の方 2 人が 1 台の車に同乗して合流
- ・ 午後 10 時 45 分ごろ 流れ解散

2 職員倫理条例・施行規則との関係

(1) 規則における禁止行為（規則第 3 条第 1 項第 6 号、第 7 号）

- ① 利害関係者から接待を受けること
- ② 利害関係者と共に飲食をすること

(2) 今回のケースに係る市の見解

2 次会に参加した各部長は、利害関係者が参加することを全く知らされていない中で同席したものであり、そもそも条例・規則を適用する以前のものであり、「規則抵触の恐れ」すら法的には発生しな

い。

あわせて、仕事の話も一切していないこと、便宜供与や情報提供をも行っていないこと、金銭の支払いは別会計で行っていることから、道義的にも何ら市民の疑惑や不信を招くものではない。

3 市長等倫理条例との関係

(1) 条例における禁止行為（条例第3条）

- ① 全体の奉仕者として品位と名誉を損なうおそれのある行為、権限・地位を私的目的のために行使
- ② 権限・地位を利用しての不当な金品授受
- ③ 特定者に対してのみへの有利・不利な取り扱い

(2) 今回のケースに係る市の見解

飲食の相手方が建設会社の社長というだけで、仕事の話を全くしていないことや支払いも別会計であることから、何ら市長等としての品位と名誉を損なわないとともに、市長等の権限・地位を利用して不当な金品の授受や特定者に対してのみへの有利な取り扱いをしておらず、条例違反とはならない。

4 職員倫理審査会の開催

①開催理由

法的にも道義的にも何ら問題がない中、12月4日（市議会本会議の質問通告日）に、1新聞社から「三木市長の幹部慰労会 建設会社社長も同席 公共工事を受注 内規抵触の恐れ」のみだしのもと報道され、市民の疑念を招いていることから、その疑念を払拭するために開催。

②開催時期 12月下旬～平成28年1月下旬

③開催回数 数回（予定）

④構成員 弁護士2名、大学教授1名 合計3名(今後選任予定)

5 その他（市長、副市長、教育長の場合）

市長等の場合、倫理基準に違反するとの疑念をもたれたとき、疑惑の解明にあたるとともにその責任を明らかにするよう努めなければならないと条例で定められている。

このたびの記者会見及び明日からの市議会本会議の場において、議員からの質問に答える中でそれを果たしていく。

なお、市長等の倫理審査会は、部長の倫理審査会とは流れが異なり、市民からの審査請求（有権者数の50分の1以上の連署で、代表者から疑うに足りる事実を証する書面の添付が必要）があれば、審査会を設置することとなる。